

平成24年5月9日

内閣総理大臣	野田 佳彦 殿
厚生労働大臣	小宮山洋子 殿
内閣府特命担当大臣（行政刷新担当）	岡田 克也 殿
国家戦略担当大臣	古川 元久 殿

民主党「一般用医薬品の通信販売解禁を推進する議員連盟」

「一刻も早い一般用医薬品の通信販売再開を求める」要請書

本年4月26日、東京高裁は、「医薬品ネット販売の権利確認等請求控訴事件」について、控訴人に、第1類及び第2類医薬品につき郵便等販売をすることができる権利（地位）を認める判決を下しました。

本判決において、東京高裁は、薬事法は一律に郵便等販売を禁止することまでを省令に委任してはならず、法の委任の趣旨の範囲を逸脱した規制は違法無効である旨明示しました。

一方で、平成21年6月以降、第1類及び第2類医薬品の通信販売が原則禁止になった結果、自分の希望する一般用医薬品を入手することが困難となり健康維持に重大な影響をきたしているという声は多数届いております。承認を受けた一般用医薬品の通信販売を再開することは、一刻の猶予も許されない問題です。

以上を踏まえ、下記事項を強く要請します。

記

1. 上告断念について

本規制については既に見直しの検討を行うことが「規制・制度改革に係る追加方針」（平成23年7月22日閣議決定）において政府方針として決定されている。その状況下で、今般の東京高裁判決において「規制が違法無効」との明確な判断がなされたことを厳粛に受け止め、国はこの判決に対して上告を行わないこととすること。

2. 通信販売を原則禁止する規制の撤廃について

本判決の趣旨（※）も踏まえ、厚生労働省は、第1類及び第2類医薬品の通信販売を原則禁止する規制を一刻も早く撤廃し、薬事法の許可を受けた薬局及び店舗による通信販売という手段を一つの販売経路として認めること。なお、未承認医薬品を販売することは販売経路に限らず違法であるため、厚生労働省は厳格に取締りを実施すること。

（※）本判決においては、「法の趣旨からすれば、一般用医薬品の在り方は同時に、購入者の選択を前提とする幅広い情報提供の方法が考えられるよう規定文言も解釈されるべき」とされています。

以上